



平成 22 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ココカラファイン ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 塚本 厚志
(コード番号 3098 東証第1部)
問合せ先 人事総務本部長 鈴木 芳孝
(TEL 042-368-8746)

商号変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記のとおり商号変更および定款の一部変更について平成 22 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 商号変更

1. 変更の理由

当社は、平成 22 年 10 月 1 日を期日とし、株式会社アライドハーツ・ホールディングスと合併することとなりました。それに伴い、新体制での組織運営の一環として、持株会社機能にとどまらず、より効率的で機動力のある組織体制を確立するとともに、全社的な課題に対する対応機能を強化するため、新たに商号の変更を行うものであります。

2. 新商号

株式会社ココカラファイン
(英語表記 : cocokara fine Inc.)

3. 変更日

本商号変更を含む「定款一部変更の件」が平成 22 年 6 月 25 日開催予定の当社定時株主総会において承認可決され、かつ、本件合併の効力が発生することを条件として、当該合併の効力発生日(平成 22 年 10 月 1 日を予定)に効力が生じるものといたします。

II. 定款の一部変更

1. 変更の理由

(1) 第 2 号議案が原案どおり承認可決され、かつ、本件合併の効力が発生することを条件として、本件合併の効力発生日(平成 22 年 10 月 1 日を予定)をもって以下の規定を変更するものであります。

①第 1 条 (商号)

商号を新たに「株式会社ココカラファイン (英語表記 : cocokara fine Inc.)」に変更するものであります。

②第 2 条 (目的)

合併に伴い今後の事業活動の多様化に対応するため、目的を追加するものであります。

③第 5 条 (発行可能株式総数)

事業規模の拡大に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能とするため、発行可能株式総数を 79,687,000 株から 100,000,000 株に増加させるものであります。

④第 12 条 (基準日)

現行規定に加え、将来予想されるあらゆる株式施策に柔軟に対応できるよう第 2 項を新設するものであります。

⑤第 23 条（役付取締役）

経営体制の改革施策の一環として役付取締役に取締役最高顧問を追加、また取締役副社長を 2 人体制にするため員数を変更するものであります。

⑥第 24 条（代表取締役）

前項同様、経営体制の改革施策の一環として代表権を取締役会長および取締役社長から取締役社長および取締役副社長に変更するものであります。

(2) 株主総会の開催場所確保の観点から、株主総会の招集地を限定する現行定款第 14 条を削除するものであります。

(3) その他、上記変更に伴う条数、号数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社ココカラファイン</u> <u>ホールディングス</u>と称し、英文では、<u>cocokara fine HOLDINGS Inc.</u>と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>株式会社ココカラファイン</u>と称し、英文では、<u>cocokara fine Inc.</u>と表示する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</p> <p>1.薬局、薬店の経営</p> <p>2.下記物品の製造ならびに販売</p> <p>①医薬品、毒物、劇物、動物薬品、工業薬品、農業薬品</p> <p>②(条文省略)</p> <p>③化粧品、化粧用具、衛生材料、小間物</p> <p>④～⑦(条文省略)</p> <p>⑧園芸用品、ペット用品、スポーツ用品</p> <p>⑨～⑫(条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4.切手、収入印紙、商品券の販売</p> <p>5.～6. (条文省略) (新設)</p> <p>7.～11.(条文省略)</p> <p>12.旅行代理店の経営</p> <p>13.～14.(条文省略)</p> <p>15.不動産の売買、賃貸借および仲介・斡旋ならびに不動産管理業務</p> <p>16.～21.(条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</p> <p>1.薬局、薬店の経営</p> <p>2.下記物品の製造ならびに販売</p> <p>①医薬品、毒物、劇物、動物薬品、工業薬品、<u>化学工業薬品</u>、<u>農業薬品</u></p> <p>②(現行どおり)</p> <p>③化粧品、化粧用具、衛生材料、小間物、<u>衛生用品</u>、<u>計量器等</u></p> <p>④～⑦(条文省略)</p> <p>⑧園芸用品、<u>園芸資材</u>、<u>肥料</u>、<u>生花</u>、<u>造花</u>、<u>ペット用品</u>、<u>スポーツ用品</u></p> <p>⑨～⑫(現行どおり)</p> <p>3.(現行どおり)</p> <p>4.切手、収入印紙、<u>情報記録磁気プリントカード</u>、<u>商品券</u>の販売</p> <p>5.～6.(現行どおり)</p> <p>7.<u>映像</u>、<u>音楽媒体</u>のリース、<u>レンタル業</u></p> <p>8.～12.(現行どおり)</p> <p>13.<u>一般旅行業</u>、<u>国内旅行業</u>および<u>旅行代理店業</u></p> <p>14.～15.(現行どおり)</p> <p>16.不動産の売買、<u>交換</u>、<u>賃貸借</u>、<u>仲介</u>・<u>斡旋</u>、<u>所有</u>、<u>利用</u>および<u>管理業務</u></p> <p>17.～22.(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>22.~23.</u> (条文省略) (新設)</p> <p><u>24.</u> (条文省略)</p> <p><u>25.</u> ドラッグストアのフランチャイズ事業</p> <p><u>26.</u> (条文省略) (新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>27.1</u> 乃至 <u>26</u> に掲げる事業に付帯関連する一切の業務</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(3) 第 1 号 1 乃至 <u>26</u> に掲げる事業</p> <p>(4) (条文省略)</p> <p>第 3 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>79,687,000</u> 株とする。</p> <p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 13 条 (条文省略)</p>	<p><u>23.</u> <u>薬局、病院、老人ホーム、医療・介護・福利厚生施設ならびにスーパーマーケットの経営、業務委託および業務に関するコンサルティング事業</u></p> <p><u>24.~25.</u> (現行どおり)</p> <p><u>26.</u> <u>書籍の企画、出版および販売</u></p> <p><u>27.</u> (現行どおり)</p> <p><u>28.</u> <u>コンビニエンスストア、ドラッグストアのフランチャイズ事業</u></p> <p><u>29.</u> (現行どおり)</p> <p><u>30.</u> <u>総合広告代理店業</u></p> <p><u>31.</u> <u>各種情報媒体による通信販売および情報提供サービス業務</u></p> <p><u>32.</u> <u>会社運営上必要な事業を目的とする他会社に対する投資</u></p> <p><u>33.1</u> 乃至 <u>32</u> に掲げる事業に付帯関連する一切の業務</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 第 1 号 1 乃至 <u>32</u> に掲げる事業</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>第 3 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>100,000,000</u> 株とする。</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>2</u> <u>前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</u></p> <p>第 13 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集地)</p> <p><u>第 14 条</u> 当社の株主総会は、本店所在地またはその近隣地において開催するほか、東京都または大阪市において開催することができる。</p> <p>第 15 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会長および取締役社長は当社を代表し、当社の業務を執行する。</p> <p>2 前項のほか、取締役会はその決議によって、当社を代表する代表取締役を選定することができる。</p> <p>第 25 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (新設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第 14 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役最高顧問</u>、取締役会長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役社長</u>および<u>取締役副社長</u>は当社を代表し、当社の業務を執行する。</p> <p>2 前項のほか、取締役会はその決議によって、当社を代表する代表取締役を選定することができる。</p> <p>第 24 条～第 48 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 <u>第 1 条 (商号)、第 2 条 (目的)、第 5 条 (発行可能株式総数)、第 12 条 (基準日)、第 22 条 (役付取締役) および第 23 条 (代表取締役) の変更は、当社と株式会社アライドハーツ・ホールディングスとの合併の効力発生を条件として当該合併の効力発生日 (平成 22 年 10 月 1 日を予定) に効力が発生する。</u> <u>なお、本条は当該効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 25 日 (金) 【予定】
定款変更の効力発生日	
・株主総会招集地の変更	平成 22 年 6 月 25 日 (金) 【予定】
・商号、目的、発行可能株式総数	
基準日、役付取締役、代表取締役	平成 22 年 10 月 1 日 (金) 【予定】

以 上